

R 7 八潮排水機場ポンプ設備増設工事

特記仕様書

令和 7 年 1 1 月

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所

工 事 名 : R7八潮排水機場ポンプ設備増設工事
工事場所 : 埼玉県八潮市鶴ヶ曽根地先
工 期 : 令和8年4月1日から令和12年3月29日まで

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7八潮排水機場ポンプ設備増設工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せにおいて定める。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第6条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配

置は認めない。

第7条 総合評価施工計画書

1. 受注者は、技術資料に記述したV E 提案及び施工計画について、競争参加資格の確認結果通知時に「施工不可」または「不採用」と通知された提案を除き、施工計画書に記載し施工しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員への協議を経て、施工計画書を作成するものとする。
2. 施工条件等の変更により、技術資料に記述したV E 提案及び施工計画の内容に基づく施工が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、ペナルティの採否については、「総合評価落札方式の適用ガイドライン」による。
3. 受注者の責により入札時の「ポンプ設備の据付における施工上配慮すべき具体的な施工計画」が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして当該工事成績評定を減ずることとする。V E 提案の内容が実施されていないと判断された場合は、実施されなかった評価項目ごとに5点を減ずる。

第8条 コリنزへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリنز(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第9条 コリنزへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点 埼玉県八潮市鶴ヶ曽根 緯度 35° 50' 31" 経度 139° 50' 29"
終点 埼玉県八潮市鶴ヶ曽根 緯度 35° 50' 29" 経度 139° 50' 24"

第10条 コリنزへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

揚排水ポンプ設備 製作・据付 1 式
主ポンプ設備 1 式、主原動機 1 式、減速機 1 式
系統機器設備 1 式、電源設備 1 式、監視操作制御設備 1 式
除塵設備 1 式

第11条 コリنزへの設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については下表のとおりとする。

業務名	テクリス番号
H 2 7 八潮排水機場ポンプ設備設計業務	4022767859
R 2 八潮排水機場改良検討業務	4041017649
R 5 江戸川管内排水機場機能向上検討業務	4055750044

第 1 2 条 低入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は江戸川河川事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
 なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後、工事成績評点を通知する。
 公表資料は下表のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－ 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査	元請、下請けの工事費内訳

第 1 3 条 低入札価格調査制度対象工事に係る品質確保等について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、次に示すとおり施工管理を強化するものとする。

1. 溶接における施工管理の強化
 溶接の施工管理は、「機械工事施工管理基準（案）」（令和 3 年 3 月）によるほか、以下による。

- (1) 受注者は、突合せ継手については、突合せ溶接延長の 10% 以上について放射線透過試験を行うものとする。
なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。
 - (2) 受注者は、主要構造部の T 継手溶接部については、当該継手溶接延長の 10% 以上について超音波探傷試験を行うものとする。
2. 溶接における監督・検査等の強化
- (1) 発注者は段階確認において、1 項(1)及び(2)の非破壊試験に対し、1 工事につき 1 回以上立会うものとする。
 - (2) 発注者は、段階確認や検査時等において、溶接部の内部欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1 設備 1 箇所以上）を選定し、超音波探傷試験による確認を行うことができる。
 - (3) 発注者は段階確認や検査時等において、溶接部の表面欠陥の有無を確認するため、任意の箇所（1 設備 1 箇所以上）を選定し、浸透探傷試験による確認を行うことができる。

第 14 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 15 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－1）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 16 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 17 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有シス

テムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）

令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善

実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 2 1 条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu000000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 12 月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 2 2 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 2 3 条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書 1-1-22 から 1-1-24 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 2 4 条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第 2 5 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった

場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第26条 工事現場発生品

1. 本工事で発生する現場発生品の引渡し場所は、八潮排水機場内（運搬距離 L=0.0km）とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品 目	規 格	単 位	数 量	引渡場所	運搬距離	摘 要
4号ポンプ止水蓋		台分	1	八潮排水機場内	0.0	
4号ポンプ吐出ライナ 止水蓋		台分	1	八潮排水機場内	0.0	
4号吐出ゲート弁		門分	2	八潮排水機場内	0.0	
4号吐出ゲート弁開閉 装置		門分	2	八潮排水機場内	0.0	
4号減速機蓋		式	1	八潮排水機場内	0.0	
旧自家発電設備		台	3	八潮排水機場内	0.0	
旧発電機盤		面	3	八潮排水機場内	0.0	
旧自動始動盤		面	3	八潮排水機場内	0.0	
旧自家発3号始動用蓄 電池盤		面	1	八潮排水機場内	0.0	
旧発電機電源切換盤		面	3	八潮排水機場内	0.0	
中央監視操作卓（受配 電）		卓	1	八潮排水機場内	0.0	
中央監視操作卓（3・4 号）		卓	1	八潮排水機場内	0.0	
給排気ファン仮設盤		面	1	八潮排水機場内	0.0	
水平ベルトコンベヤ		式	1	八潮排水機場内	0.0	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 現場発生品の取扱い（再使用の有無、処分の有無等）については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第27条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）最終改正令和7年6月1日法律第68号）。以下「建設リサイクル法」というに基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程毎の作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート殻（無筋）	（株）タカチホ	埼玉県さいたま市緑区寺山240-1
コンクリート殻（有筋）	（株）タカチホ	埼玉県さいたま市緑区寺山240-1

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とする。

(3) 受入時間

（株）タカチホ：8時00分～17時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第28条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する

工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第29条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から30日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から30日以内に行う。

第30条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。
なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。
2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和3年6月改正法律第52号）の著作物に該当する場合において著作権法第19条第2項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第2章及び第3章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。
4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第31条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第32条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報デ

ータベース統一様式」(以下「統一様式」という。)に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第33条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別紙様式ー2に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

第34条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び本工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第35条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第36条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第37条 部分使用

本工事は共通仕様書 1-1-36 部分使用を下記のとおり予定している。

(1) 部分使用箇所

第85条 工事施工範囲に示す

電源設備及び監視操作制御設備（給排気ファン制御盤）

(2) 使用時期

令和11年 6月 1日から

令和11年10月31日まで

第38条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第39条 快適トイレの試行

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものと

する。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第40条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第41条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
- (1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第42条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第43条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第44条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第45条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第46条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第47条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第48条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-47 交通安全管理第13項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-50 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第49条 工事用電力

八潮排水機場内で使用する工事用電力、光熱、用水等については、発注者の負担とする。各施設内での使用用途・方法を施工計画書に記載し監督職員に提出しなければならない。監督職員から、使用方法等の訂正を指示された場合は、それに従わなければならない。

また、試運転調整に使用する燃料については、発注者の負担とする。

第50条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み令和8年4月1日から令和12年3月29日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間

2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
3. 6月1日から10月31日を出水期間とし、出水期間中に1号、2号及び3号ポンプ設備の機能停止を伴う施工は行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・準備・後片付け

- ・その他監督職員が承諾した工種
4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第51条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年4月1日から令和12年3月29日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第52条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第53条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー2）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第54条 週休2日制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希望方式））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また、1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第55条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、越谷観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第56条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保について

本工事に使用する電気通信機器類について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には支出負担行為担当官と協議することができる。

第57条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他

人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

（1）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－3）を発注者に提出しなければならない。

（2）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第58条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8：30～17：00

各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第59条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件名	施工・作業範囲	工期等（予定）
R4八潮排水機場ポンプ設備更新工事	3号ポンプ設備更新	令和5年2月10日～ 令和8年3月31日
R7三郷排水機場等点検整備業務	八潮排水機場点検	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

第60条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL：<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 6 1 条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 6 0 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 6 0 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ー V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 6 2 条 新技術導入促進 (I) 型工事について

1. 新技術導入促進 (I) 型工事
本工事は、新技術 (NETIS 登録技術) の現場での活用のため、発注時に新技術活用方針の提出を求める「新技術導入促進 (I) 型」の試行対象工事である。
2. 定義
新技術導入促進 (I) 型とは、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性向上のため、仕様書等がない新技術を求める工事である。本工事では、発注者が指定したテーマについて、施工者からの提案により、新技術を活用し、工事を実施するものである。

第 6 3 条 新技術活用に係る費用について

新技術の活用に係る費用は応札価格に含むものとし、設計変更の対象外とする。

第 6 4 条 新技術活用の履行について

契約書第 1 8 条及び第 1 9 条の規定による変更等が生じた場合は、提案内容の履行の有無等について、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第65条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－3を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第66条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により

取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 67 条 契約後 V E 方式

1. 定 義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－4～7）に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

- (3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- 4. V E 提案書の審査
提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
- 5. V E 提案の採否等
V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－8）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 6. V E 提案を採用した場合の設計変更等
 - (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 - (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 - (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
 - (4) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
- 7. V E 提案の活用と保護
評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
- 8. 責任の所在
発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第68条 生産性向上チャレンジ工事

- 1. 試行の実施
本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- 2. 試行の内容
工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。
本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。
なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第60条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。
- 3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第69条 総価契約単価合意方式について

1. 目的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第70条 ISO9001 認証取得の活用

本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ISO 活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去2年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。

1. 受注者は、JISQ9001（ISO9001）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ISO 活用工事として実施することができる。

2. 受注者は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。

①申請書（別紙様式－9）

②ISO9001 の認証の取得に係る登録証の写し

③ISO9001 の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の合否判定結果の写し）

④申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001 の認証を取得していることを示す書類

⑤ISO9001 の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類

⑥申請者が申請日の前年度及び前々年度に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し

⑦⑥がない場合、ISO9001 の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し但し、②でその内容が確認できる場合、④、⑤は提出を要しない。

3. 次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。

①受注者の ISO9001 認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。（別紙様式－10により監督職員に速やかに申出）

②受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。

4. 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果

等の調査に関し、協力するものとする。

5. 品質計画書の提出

受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、本工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。

6. 品質マネジメントシステムを活用した監督業務

本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という）を受けることにより、代えることができる。

①「指定材料の確認」

指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

②「工事施工の立会」

工事施工の立会については、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

③「段階確認」

段階確認については、IS09001 活用工事の場合、原則として、下表の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が本工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備の工場で行う段階確認	通常の段階確認を実施する。
②	第76条段階確認一覧表の材料確認、寸法確認、塗装確認のうち上記①以外の項目	適当な時期に受注者の検査記録の一部を抽出して確認する。
③	第76条段階確認一覧表のうち上記①、②以外の項目	適当な時期に受注者の検査記録を確認する。
④	その他の項目	適当な時期に受注者の検査記録の一部を抽出して確認する。

④本工事のうち重点監督の対象工種は次のとおりとする。

区分	対象工事
重点監督	なし
一般監督	上記以外のすべての工種

7. 内部監査の実施

内部監査は、6ヶ月に1回程度実施するものとする。なお、受注者は、本工事の品質計画書又は施工計画書に、本工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の①～④のすべての要件を満足し、かつ本工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

① 10年以上の現場経験を有する。

② 以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。

- イ 技術士
- ロ 1級土木施工管理技士
- ハ 1級造園施工管理技士
- ニ 1級建築士
- ホ 1級建築施工管理技士
- ヘ 建築設備士
- ト 1級電気主任技術者
- チ 1級管工事施工管理技士
- リ 1級電気工事施工管理技士
- ヌ 1級建設機械施工技士
- ル 監理技術者資格証（機）

③ 以下のいずれかの内部監査研修を修了している。

- イ 一般財団法人 日本規格協会（JRCTA）の承認を受けている審査員研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）
- ロ 以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる受注者等の講師による社内研修
 - i 当該研修の講師が一般財団法人 日本規格協会（JRCTA）の承認を受けている審査員研修機関が実施する審査員研修を修了している。
 - ii 当該研修の講師がイの研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある。

④ ③の研修修了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

8. トレーサビリティの確保

受注者は、以下に示す材料について、工事完了後に使用場所、時期、品質が確認できるように管理を行うものとし、本工事の品質計画書または施工計画書に記述するものとする。

品 名	規 格	摘 要
レディーミクストコンクリート	・ 高炉セメントB種 呼び強度24N/mm ² スランプ12cm ・ 高炉セメントB 呼び強度18N/mm ² スランプ8cm	
一般構造用圧延鋼材	SS400	
ステンレス鋼	SUS304、SUS403、SUS304N2	
ステンレス鋳鋼	SCS13	
炭素鋼鍛鋼品	SF490A	
機械構造用炭素鋼	S-C、S45C	

クロムモリブデン鋼	SCM	
ニッケルクロム鋼	SNC	
ニッケルクロムモリブデン鋼	SNCM	
ねずみ鉄	FC250	
鉛青銅鑄物	LBC3	
配管用炭素鋼鋼管	SGP	
圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG	

9. 品質記録

受注者は、本工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

10. 検査時の提出書類

受注者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず受注者の検査記録の様式により提出することができる。

11. その他

品質計画書、品質マネジメントシステム運用状況の把握、検査時の対応その他の取扱いについては、平成 16 年 9 月 15 日付け国関整契第 435 号、国関整技調第 34 号、国関整技評第 33 号「工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」によるものとし、本取扱いの承認を得た受注者に、別途、監督職員から通知する。

第 71 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スラップ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
止水壁 センターコーン基礎 吐出ベンド基礎 主原動機基礎 燃料移送ポンプ基礎 燃料小出槽基礎（有筋部分） 排気消音器基礎 空気槽基礎 空気圧縮機基礎 冷却水ポンプ基礎	25mm (20mm)	12cm	55%以下	24N/mm ²	高炉セメントB種

膨張タンク基礎 発電機基礎 盤類基礎					
燃料小出槽基礎（無筋部分） 配管サポート基礎 架台基礎	25mm	8cm	60%以下	18N/mm ²	高炉セメントB種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。
3. 水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。
 - ・ 耐久性を期待しない構造物。

第72条 モルタル配合

モルタルに使用するセメントの種類は、高炉セメントでセメント量は1：3とする。

第73条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第74条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第75条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWE

B会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第76条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項 目	実 施 時 期	対象設備
材 料 確 認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	主ポンプ設備、除塵設備
溶 接 確 認	工場：溶接完了時 現場：溶接完了時	主ポンプ設備、除塵設備
寸 法 確 認	工場：仮組立完了時 現場：据付完了時	主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備、電源設備、監視操作制御設備、除塵設備
機 能 確 認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	電源設備、監視操作制御設備
性 能 確 認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、電源設備、除塵設備
耐 圧 確 認	工場：製作完了時、仮組立完了時 工場：製作完了時	系統機器設備
漏 洩 確 認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	系統機器設備
塗 装 確 認	工場：塗装完了時 現場：塗装完了時	主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備、電源設備、監視操作制御設備、除塵設備
施 工 状 況 確 認 (緊 張 試 験)	現場：あと施工アンカ 施工後機器据付前	
現 地 試 運 転 確 認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷総合試運転を行うものとする。ただし、現地状況等により実負荷運転が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第77条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 1 1によるものとする。

第78条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。

2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 79 条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 80 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 81 条 自家用電気工作物に関する手続き等

本工事の自家用電気工作物に係る法令に基づく届出については、以下の手続きを行わなければならない。

1. 受注者は、電気事業法施行規則第 66 条に基づく工事計画届出書に付す書類を、監督職員に提出しなければならない。
2. 工事計画届出書の届出手続きは発注者が行い、承認を得た場合は、監督職員はその旨を速やかに受注者に通知する。
3. 前項に定める届出から承認までは、5 週間を見込む（書類に不備が無かった場合）ものとする。
4. 第 1 項により提出した書類に不備があった場合は、監督職員の指示により、受注者は修正を行わなければならない。

第 82 条 自家用電気工作物に係る施工時期及び施工時間の変更

本工事の自家用電気工作物に係る箇所については、第 81 条第 2 項よりに承認を受けた日から 30 日が経過するまでは、工事を開始してはならない。なお、ここでいう工事の開始とは、基礎杭を打つ場合は「基礎杭打ちが行われる日」、基礎杭を打たない場合は「基礎コンクリートの打設工事が行われる日」とし、また基礎コンクリートの打設工事も行わない場合、あるいは部品の取り替え、改造・修理等の場合は「当該作業を開始する日」をいう。

第83条 鋳鍛鋼品の超音波探傷試験方法

機械工事施工管理基準（案）によるほか、鋳鍛鋼品等の材料を購入する際に行う非破壊試験においては、非破壊試験技術者の資格証明書の資格情報について認証機関へ照会するなど、原本であることの確認を行うこと。

第84条 あと施工コンクリートアンカ

1. あと施工コンクリートアンカの施工にあたり、対象施設の劣化程度、配筋の位置などを調査するものとし、項目は以下のとおりとする。

なお、事前調査段階において躯体等が強度上耐えられないことが判明した場合には、対応方針について監督職員と協議するものとする。

(1) 施工に際し問題ない状況であるかどうかを目視にて調査

- ・躯体に劣化があるか。
- ・クラックや欠損がないか など

(2) コンクリート内部探査器などを使用し、配筋の位置を調査

2. あと施工コンクリートアンカ削孔部の測定データは、削孔径及び深さとし、計測状況を数値が確認できる写真に記録しなければならない。

第85条 工事概要

八潮排水機場は綾瀬川流域の内水排除を目的として、綾瀬川放水路と中川の合流部に設置された総排水量 150m³/s の排水機場であり、本工事において排水量 50m³/s の4号ポンプ設備を増設するものである。

第86条 工事施工範囲

1. 本工事の施工範囲は、次に示す設備の設計、製作、輸送、撤去、据付、現地試運転調整までとする。なお、請負者は完成までの期間において管理者に対し操作説明と指導を行うものとし、この操作説明と指導は本工事の工事範囲に含まれるものとする。

4号ポンプ設備

種別	細別	単位	数量	施工内容	備考
主ポンプ設備	4号主ポンプ	台	1	製作・据付	模型試験含む 既設ポンプベース及び基礎 ボルト流用
	4号主配管	台分	1	製作・据付	
	主ポンプ吐出弁設備 (4号吐出ゲート弁)	門	2	更新	詳細は次表のとおり
主ポンプ駆動設備	4号主原動機	台	1	製作・据付	
	4号歯車減速機	台	1	製作・据付	
系統機器設備	4号冷却水ポンプ	台	2	製作・据付	
	4号別置きラジエータ	台分	1	製作・据付	架台含む
	4号膨張タンク	基	1	製作・据付	架台含む
	4号燃料移送ポンプ	台	2	製作・据付	

	4号燃料小出槽	基	1	製作・据付	架台含む
	4号空気圧縮機（電動機駆動）	台	1	製作・据付	
	4号空気圧縮機（電動機駆動＋エンジン駆動）	台	1	製作・据付	
	4号始動空気槽	台分	1	製作・据付	
電源設備	旧1～3号自家発電設備	台	3	撤去	
	旧1～3号発電機盤	面	3	撤去	
	旧1～3号自動始動盤	面	3	撤去	
	旧自家発電3号始動用蓄電池盤	面	1	撤去	
	旧発電機電源切換盤(1)～(3)	面	3	撤去	
	新1・2号自家発電設備	台	2	製作・据付	
	新1・2号発電機盤	面	2	製作・据付	
	新1・2号自動始動盤	面	2	製作・据付	
	発電機電源切換盤	面	1	製作・据付	
	発電機電源変圧器盤	面	1	製作・据付	
	発電機電源主幹盤	面	1	製作・据付	
監視操作制御設備	中央監視操作卓（3・4号）	卓	1	撤去	
	中央監視操作卓（受配電）	卓	1	更新	
	4号主ポンプ機側操作盤	式	1	製作・据付	
	4号吐出ゲート弁機側操作盤	面	1	製作・据付	
	4号燃料移送ポンプ機側操作盤	面	1	製作・据付	
	4号冷却水ポンプ機側操作盤	面	1	製作・据付	
	4号空気圧縮機機側操作盤	面	1	製作・据付	
	給排気ファン仮設盤	面	1	撤去	

	給排気ファン制御盤	面	1	製作・据付	
	4号水位計	式	1	製作・据付	
	3・4号ホッパ・傾斜コンベヤ機側操作盤	面	1	製作・据付	
除塵設備	搬送設備 水平コンベヤ	式	1	更新	
	搬送設備 傾斜コンベヤ	式	1	製作・据付	
	貯留設備 ホッパ	式	1	製作・据付	
現地試運転調整		式	1		

主ポンプ吐出弁設備（4号吐出ゲート弁）

種別	細別	単位	数量	施工内容	備考
4号吐出ゲート弁	扉体	門	2	更新	
	開閉装置	門分	2	更新	
	付属設備（グレーチング蓋）	門分	2	撤去	
	開閉装置架台	門分	2	製作・据付	

注1）次の内容は施工範囲内とする。

- ・ 4号主ポンプ止水蓋及び4号吐出ライナ止水蓋の撤去
- ・ 4号減速機蓋の撤去
- ・ 機器配管の据付
- ・ 各機器据付時アンカーボルト等の施工
- ・ 盤撤去及び設置箇所のフリーアクセスフロア補修作業
- ・ 機器の搬入及び据付後の補修塗装
- ・ 主原動機や燃料小出槽、空気圧縮機などの基礎の施工
- ・ 主原動機の排気管設置に伴う既設煙突への接続
- ・ 既設機器撤去に伴う現場発生品運搬
- ・ 機器据付・撤去等に必要な仮設工
- ・ 吸水槽の水抜き作業（止水用の角落しは機場内にあるものを使用し、使用後は監督職員が指定する場所に保管するものとする。）
- ・ 既設1・2号自家発電機の撤去に伴う二重管冷却器及び冷却水配管の撤去
- ・ 自家発電設備の更新に伴う既設1・2号空気圧縮機の排気管の施工
- ・ 自家発電設備の更新に伴う既設1・2号空気圧縮機から空気槽までの空気配管の施工
- ・ 自家発電設備の更新時は、1～3号ポンプ設備の運転に影響が無いよう仮設電源を設置するものとする。
- ・ 自家発電設備の更新に伴う4号自家発電機の移設
- ・ 電気配線配管の撤去・敷設・離線・接続
- ・ 既設盤類との接続は、既設盤類までの配線及び信号出しまでとする

- ・新設する水位計の既設水位計盤までの配線接続
- ・機器搬入時の新建屋天井開口部の開閉作業及び仮防水処置
- ・搬出入作業完了後、新建屋天井開口部のALCパネル本復旧
- ・新建屋天井開口部に設置されている火災報知器の一時移設及び復旧
- ・主原動機の排気管及び小配管布設に伴う新建屋壁面開口及び本復旧
- ・既設１・２号自家発電機のダクト撤去及び配管撤去に伴う旧建屋壁面開口及び本復旧
- ・新建屋外周部の防水施工

注２）次の内容は施工範囲外とする。

- ・角落し時の整備は見込んでいない。補修等が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
- ・吸込槽の堆積物処理に関わる費用は見込んでいない。除去が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
- ・各盤、各機器と既設盤類との接続に伴い必要となる既設盤類の改造及び結線
- ・ベルトコンベヤ乗継ぎピット、傾斜ベルトコンベヤ基礎、ホッパ基礎の土工及びコンクリート工

第８７条 設計条件

- ・計画最高外水位 : AP+4.348m
- ・運転開始内水位 : AP+2.290m
- ・運転停止内水位 : AP+1.390m（スクリーン損失含む）
- ・非常停止内水位 : AP+1.290m（スクリーン損失含む、運転可能最低内水位）
- ・吸込水槽敷高 : AP-4.700m
- ・全体計画排水量 : $150\text{m}^3/\text{s}$ （ $50\text{m}^3/\text{s} \times 2$ 台、 $25\text{m}^3/\text{s} \times 2$ 台）
- ・管理運転方式 : 自然流下ゲート利用循環方式
- ・設計震度 : 考慮しない

第８８条 既設設備の主要仕様

１．ゲート設備

（１）４号吐出ゲート弁

形式	鋼製ローラゲート
数量	２門
純径間	5.250m
有効高	2.700m
開閉方式	電動ワイヤーロープウインチ式（1M2D）
揚程	常時2.730m、点検時最大2.900m
開閉速度	1.0m/min
水密方式	両面４方ゴム水密

（２）角落し

形式	鋼製角落しゲート
----	----------

数量	扉体 2 門分 (1 門 6 分割)
純径間	5. 750m
有効高	7. 500m (6 分割)
設計水深	6. 985m
水密方式	後面 3 方ゴム水密

2. 除塵設備

(1) 水平ベルトコンベヤ

形式	20° トラフ形ベルトコンベヤ
台数	1 台
ベルト幅	900mm (有効幅 675mm)
機長	41. 2m
ベルト速度	約 26m/min
電 動 機	3. 7kW × 4P
駆動装置	サイクロモータプーリ

第 8 9 条 主要仕様

1. 4 号ポンプ設備

(1) 主ポンプ

形式	立軸軸流ポンプ
数量	1 台
吐出量	50m ³ /s
吐出口径	4, 000mm
駆動方式	ディーゼルエンジン駆動
計画実揚程	1. 65m
計画全揚程	2. 7m

2. 4 号主ポンプ駆動設備

(1) 主原動機

形式	4サイクルディーゼルエンジン
数量	1 台
定格出力	2190kW以上
使用燃料	A 重油
始動方式	空気圧始動
冷却方式	水冷式

(2) 歯車減速機

形式	流体継手内臓複合減速機
数量	1 台
伝達動力	2190kW以上
冷却方式	水冷式

第90条 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第2章 機器及び材料

第5節 発電設備

2-5-1 発電機

性能及び構造は、本仕様書によるほか、JIS C 4034-1「回転電気機械定格及び特性」、-5「外部構造による保護方式の分類」、-6「冷却方式による分類」、JEC-2130「同期機」、JEM 1354「ディーゼルエンジン駆動陸用同期発電機」によるものとする。

1. 発電機

発電機の仕様は、次のとおりとする。

形式	常用同期発電機	
数量	2 台	
定格出力	750kVA以上	
定格電圧	6. 6kV	
相数	三相	
線数	3 線	
励磁方式	ブラシレス	
力率	80%	
周波数	50Hz	
運転時間	72時間以上連続運転	
外被方式	保護形	
冷却方式	空気冷却自己通風式	
付属品・予備品		
軸受温度計用測温抵抗体		1 式
固定子温度計用測温抵抗体		1 式
スペースヒータ		1 式
その他必需品		1 式

2-5-2 発電機用ディーゼル機関

性能及び構造は、本仕様書によるほか、陸用内燃機関協会規格 LES 3001「陸用水冷ディーゼルエンジン（交流発電機用）」によるものとする。

1. 原動機

原動機の仕様は、次のとおりとする。

(1) 主要仕様

形式	4サイクルディーゼルエンジン
数量	2台
運転時間	72時間以上連続運転
冷却方式	ラジエータ式
始動方式	空気圧始動
使用燃料	A重油

騒音規制値 排気消音器出口1m付近にて65dB (A) 以下

潤滑方式 強制潤滑方式

排気方式 排気タービン過給式

付属品 (1 台分)

圧力計 (潤滑油用、圧縮)	1 式
回転計	1 個
機関保護用検出器類	1 式
内蔵潤滑油ポンプ	1 台分
初期潤滑油ポンプ	1 台分
オイルクーラー	1 台分
機関台床	1 台分
基礎ボルト・ナット	1 台分
潤滑油	規定量
機関廻り小配管コック及び配線類	1 台分
主始動弁	1 台分
サイレンサ	1 台分
始動空気槽	1 台分
その他必要なもの	1 式

予備品

吸気弁	1 台分
排気弁	1 気筒分
ピストンリング	1 気筒分
燃料噴射ノズル	1 気筒分
燃料噴射ポンプ	1 気筒分
燃料高圧管仕組	1 台分
燃料フィルターエレメント	1 台分
潤滑フィルターエレメント	1 台分
シリンダヘッドパッキン	1 台分
排気マニホールドガasket	1 台分
温度計 (排気用・潤滑油用)	1 台分
予備品箱	1 箱
その他必要なもの	1 式

(2) 保護装置

- ①低温時始動対策として、温度調整 (ヒータ)、冷却水保温ヒータ又は潤滑油保温ヒータ等保温装置の有効なものを装備する。
- ②使用燃料によって周囲温度が下記の温度を下回る場合は、燃料系統に保温装置を装備する。

A重油 5℃以下

2-5-4 発電機盤

1. 発電機盤等

各盤類の仕様は、次のとおりとする。

1-1. 発電機盤、自動始動盤

(1) 設備構成

操作部	1 式
表示部	1 式
補助継電器	1 式
P L C	1 式
(電源部、通信部、入出力部)	
入出力部	1 式
通信部	光通信方式
(中央監視制御装置盤内 P L C と接続)	
タイマー	1 式
MCCB	1 式
電磁接触器	1 式
サーマルリレー	1 式
計測機器	
交流電流計	1 式
交流電圧計	1 式
電力計	1 式
周波数計	1 式
力率計	1 式
電力量計	1 式
積算時間計	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数量	2 面
寸法	W1800xD2000xH2300 程度 (1 面当たり)
設置箇所	旧排水機場建屋 1 階

1-2. 発電機電源切換盤

(1) 設備構成

名称銘板 (NP)	1 式
切替スイッチ (現場ー中央)	1 式
操作スイッチ (CB用)	1 式
表示灯 (CB用)	1 式
集合故障表示灯	1 式
押釦スイッチ	1 式
真空遮断器 7.2 kV 600A 12.5 kA 引出形	2 台
補助継電器	1 式
ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
母線、盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数量	1 面
寸法	W1000xD2000xH2300 程度
設置箇所	旧排水機場建屋 1 階

1-3. 発電機電源変圧器盤

(1) 設備構成

名称銘板 (NP)	1 式
交流電圧計	1 式
同上用切替スイッチ	1 式
交流電流計	1 式
同上用切替スイッチ	1 式
地絡過電流電圧継電器	1 式
押釦スイッチ	1 式
集合故障表示灯	1 式
のぞき窓	1 式
三相変圧器 750kVA 6600/210V 50Hz	1 式
トッランナーモールド形、ダイヤル温度計、車輪付き	
変流器 600V 3000/5A	2 台
零相変流器	1 台
配線用遮断器 (電動) MCCB 3P 2500AF	1 台
補助継電器	1 式
ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
母線、盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数量	1 面
寸法	W1600xD2000xH2300 程度
設置箇所	旧排水機場建屋 1 階

1-4. 発電機電源主幹盤

(1) 設備構成

名称銘板 (NP)	1 式
操作スイッチ (MCCB用)	1 式
表示灯 (MCCB用)	1 式
集合故障表示灯	1 式
押釦スイッチ	1 式
配線用遮断器 (電動) MCCB 3P 1600AF	2 台
変流器 600V 2000/5A	4 台
補助継電器	1 式
ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
母線、盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数量	1 面
寸法	W1000xD2000xH2300 程度
設置箇所	旧排水機場建屋 1 階

第3章 共通施工

第2節 製作

3-2-4 ステンレス鋼の表面処理

1. ステンレス鋼部は、工場において不動態化処理として酸洗いを実施するものとする。
2. 購入機器等のステンレス鋼部は、メーカー標準の表面処理とする。

第5節 塗装

3-5-1 一般事項

1. 本機械工事の塗装仕様は、「機械工事塗装要領（案）・同解説（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課令和3年2月）」によるものとする。
2. 各機器の塗装仕様は次のとおりとする。上塗色については監督職員の指示によるものとする。
3. 購入機器等の塗装仕様については、メーカー標準塗装仕様とする。ただし、事前に承諾図書に記載し、監督職員の承諾を得るものとする。

ポンプ設備

塗装箇所	素地調整	施工場所	工 程	塗 料 名	標準膜厚 (μm)
接水部 吐出ベン ド、センタ ーコーン、 吸込ベル P-1	1 種ケレン	工 場	一次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	15
			第一層目 (下塗)	エポキシ樹脂塗料	100
			第二層目 (中塗)	エポキシ樹脂塗料	40
			第三層目 (上塗)	エポキシ樹脂塗料	40
屋内 大気部 (湿潤部) 吐出ベン ド Q-1	1 種ケレン	工 場	一次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	15
			第一層目 (下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗塗料	80
			第二層目 (下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗塗料	80
			第三層目 (中塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用中 塗	40
屋内 大気部 (乾燥部)	1 種ケレン	工 場	第四層目 (上塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗	30
			一次プライマー	長ばく型エッチングプライマー	15
			第一層目 (下塗)	鉛・クロムフリーさび止めペイント	35

減速機 R-1			第二層目 (中塗)	長油性フタル酸樹脂塗料中塗	30
			第三層目 (上塗)	長油性フタル酸樹脂塗料上塗	25
屋内 大気部 (乾燥部) 主原動機、 水槽・油槽 類、小配管 R-2	1種ケレン	工 場	一次プライマー	長ばく型エッチングプライマー	15
			第一層目 (下塗)	鉛・クロムフリーさび止めペイント	35
			第二層目 (上塗)	長油性フタル酸樹脂塗料上塗	25

注 1) 工場塗装はエアレススプレー塗りを原則とする。

第 8 節 据付

3-8-2 仮設機材

4. 仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については請負者において十分検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。

5. 手すり先行型足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省令和 5 年 12 月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、2 段手すり及び、幅木の機能を有するものでなければならない。ただし、請負者の都合による場合を除き、これにより難い場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

3-8-3 据付

1. 仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。その他、現地状況、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 撤去・据付作業においては、八潮排水機場の天井クレーンを使用できるものとする。ただし、毎月点検を天井クレーン使用前に行うものとする。

なお、法定点検の検査費用及び検査に必要な費用は当初計上していない。また、天井クレーン自体の整備は見込んでいないため、必要が生じた場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

現地状況、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第 10 節 電気配線

3-10-1 一般事項

電気配管及び配線の種類は次に示すものまたは同等品以上とする。

露出配管	厚鋼電線管、金属製可とう電線管
動力線	600V CVケーブル、6kV CVTケーブル
制御線	CVVケーブル、CVVSケーブル
アース線	IVケーブル
通信ケーブル	UTPケーブル
計装ケーブル	FCPEVケーブル

光ケーブル GIケーブル

第4章 水門設備

第1節 通則

4-1-1 一般事項

1. 吐出ゲート弁に適用するものとする。

2. 設計条件

設計水位 1 外水位 : AP+4.348m

内水位 : AP-1.000m

設計水位 2 外水位 : AP-1.000m

内水位 : AP+4.185m

操作水位 : 設計水位と同様

敷高 : AP-0.500m (地盤沈下時 AP-1.000m)

4-1-3 使用材料

1. 吐出ゲート弁に使用する材料は、次に示すもの又はこれらと同等品以上とする。

区分名称	用途	材料名	記号
扉体	スキンプレート	ステンレス鋼	SUS304
	桁等構造部	ステンレス鋼	SUS304
	主ローラ	ステンレス鋼	SUS304N2
	主ローラ軸	ステンレス鋼	SUS304
	主ローラ軸受	無給油軸受 (金属系 個体潤滑剤埋込)	—
	水密ゴム	合成ゴム	—
	ゴム押え板	ステンレス鋼	SUS304
	ボルト・ナット類	ステンレス鋼	SUS304
開閉装置	ラック棒	ステンレス鋼	SUS304
	ラック継手、ピン	ステンレス鋼 ステンレス鋳鋼	SUS304 又はSCS13
	中間振止金具	ステンレス鋼	SUS304
	中間振止用受桁	ステンレス鋼	SUS304
	開閉装置架台	一般構造用圧延鋼材	SS400
	ボルト・ナット類	ステンレス鋼	SUS304

第2節

4-2-1 扉体

1. 吐出ゲート弁

吐出ゲート弁の仕様は、次のとおりとする。

ゲート形式 プレートガーダ構造ローラゲート

数量 2門

純径間 5.250m

有効高	2.700m
開閉方式	電動ラック式（2本吊り）
揚程	常時 2.730 m、点検時最大 2.900 m
開閉速度	1.0m/min 程度
水密方式	両面 4 方ゴム水密

第3節 開閉装置

4-3-1 開閉装置

1. 開閉装置

開閉装置は電動ワイヤーロープウインチ式から電動ラック式へ更新するものとし、更新後の仕様は次のとおりとする。

数量	2 門分
開閉方式	2 本吊り電動ラック式
開閉能力	150kN
開閉速度	1.0 m/min 程度
揚程	常時 2.730 m、点検時最大 2.900 m
操作方式	機側及び遠方操作
電圧・周波数	AC200V/50Hz 三相

2. 開閉装置架台

開閉装置架台の仕様は次のとおりとし、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 HDZT77) による防食処理を実施する。

数量	2 門分
材質	SS400
架台床標高	AP+7.700m

第6章 揚排水ポンプ設備

第2節 主ポンプ

6-2-1 一般事項

主ポンプの仕様は、次のとおりとする。

1. 機器仕様

付属品

ベースプレート	1 式
連成計	1 式
小配管、小弁類等	1 式
工具類（工具箱付）	1 式
予備品	1 式
空気抜き	1 式
その他必要品	1 式

2. 使用材料

使用する材料は、次に示すもの又はこれらと同等品以上とする。

設備名	使用箇所	材料名	記号
主ポンプ 設備	センターコーン	一般構造用圧延鋼材	SS400
	吸込ベル	一般構造用圧延鋼材	SS400
	ケーシングライナ	ステンレス鋼	SUS304

	吐出ボウル（案内羽根内蔵）	一般構造用圧延鋼材	SS400
	吐出ベンド	一般構造用圧延鋼材	SS400
	羽根車（羽根部分）	ステンレス鋳鋼品	SCS13
	羽根車（ボス部分）	ステンレス鋳鋼品	SCS13
	羽根車ナット	ステンレス鋼	SUS403
	上部主軸	炭素鋼鍛鋼品	SF490A
	下部主軸	炭素鋼鍛鋼品	SF490A
	保護管	ステンレス鋼	SUS304
	軸継手	炭素鋼鋳鋼品	SC450
	水中軸受	セラミックス	—
	軸受箱	ステンレス鋼	SUS304
	軸スリーブ	超硬合金	—
	ラビリンス	鉛青銅鋳物	LBC3
	ラビリンススリーブ	ステンレス鋳鋼品	SCS13
	シールボックス	一般構造用圧延鋼材	SS400

3. 模型試験

- ・ 模型試験により実物ポンプの性能を確認する。
- ・ 準拠基準

模型ポンプの性能試験及び実物ポンプへの性能換算は「日本工業規格模型によるポンプ性能試験方法（JIS B 8327-2013）」に準拠する。

第5節 主ポンプ用原動機

6-5-2 ディーゼル機関

主原動機の仕様は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------------------|
| （1）形 式 | 4 サイクルディーゼルエンジン |
| （2）定格出力 | 2190kW 以上 |
| （3）使用燃料 | A 重油 |
| （4）燃料消費率 | 0.23kg/kW・h 以下 |
| （5）始動方式 | 空気圧始動 |
| （6）冷却方式 | 水冷式 |
| （7）騒音規制値 | 排気消音器出口 1 m 付近にて 65 d B（A）以下 |
| （8）保護装置 | |

①低温時始動対策として、温度調整（ヒータ）、冷却水保温ヒータ又は潤滑油保温ヒータ等保温装置の有効なものを装備する。

②使用燃料によって周囲温度が下記の温度を下回る場合は、燃料系統に保温装置を装備する。

A 重油 5℃以下

- | | |
|--------------|-----|
| （9）付属品（1 台分） | |
| 圧力計（潤滑油用、圧縮） | 1 式 |
| 回転計 | 1 個 |

機関保護用検出器類	1 式
内蔵潤滑油ポンプ	1 台分
初期潤滑油ポンプ (2.2kW 以下)	1 台分
オイルクーラー	1 台分
機関台床	1 台分
基礎ボルト・ナット	1 台分
潤滑油	規定量
機関廻り小配管コック及び配線類	1 台分
主始動弁	1 台分
1 次排気サイレンサ	1 台分
2 次排気サイレンサ	1 台分
マシンハッチ開口 (2400×5950) から搬出入可能なサイズとする。	
始動空気槽 (500ℓ×2 連)	1 台分
規定圧力 : 2.94MPa	
その他必要なもの	1 式
(10) 予備品	
吸気弁	1 台分
排気弁	1 気筒分
ピストンリング	1 気筒分
燃料噴射ノズル	1 気筒分
燃料噴射ポンプ	1 気筒分
燃料高圧管仕組	1 台分
燃料フィルターエレメント	1 台分
潤滑フィルターエレメント	1 台分
シリンダヘッドパッキン	1 台分
排気マニホールドガasket	1 台分
温度計 (排気用・潤滑油用)	1 台分
予備品箱	1 箱
その他必要なもの	1 式

第7節 減速機

6-7-1 一般事項

1. 使用材料

使用する材料は、次に示すもの又はこれらと同等品以上とする。

設備名	使用箇所	材料名	記号
減速機	ケーシング	一般構造用圧延鋼材 ねずみ鋳鉄	SS400又はFC250
	歯車	クロムモリブデン鋼 ニッケルクロム鋼 ニッケルクロムモリブデン鋼	SCM、SNC、SNCM
	軸	機械構造用炭素鋼	S-C

6-7-5 直交軸傘歯車減速機（流体継手内蔵）

減速機の仕様は、次のとおりとする。

（１）形 式	流体継手内蔵複合減速機
（２）伝達動力	2190kW 以上
（３）冷却方式	強制水冷方式
（４）ポンプ推力	減速機受け
（５）初期潤滑油ポンプ容量	5.5kW 以下
（６）付属品	
潤滑油	規定量
減速機廻り小配管コック及び配線類	1 台分
減速機架台（材質 SS400、□8.45m）	1 台分
基礎ボルト・ナット	1 台分
その他必要なもの	1 式
（７）予備品	
予備品箱	1 台分
その他必要なもの	1 式

第 8 節 系統機器設備

6-8-3 給水系統設備

1. ポンプ類

各ポンプ類の仕様は、次のとおりとする。

1-1. 4 号冷却水ポンプ

（１）形 式	横軸渦巻ポンプ
（２）口 径	150mm
（３）吐出量	135m ³ /h 以上
（４）揚 程	11.4m 以上
（５）電動機出力	7.5kW 以下
（６）台 数	2 台
（７）使用流体	清水
（８）付属品（1 台あたり）	
圧力計・連成計	1 式
配管類	1 式
バルブ類	1 式
基礎ボルト・ナット	1 式
その他必要なもの	1 式

2. 冷却装置

冷却装置の仕様は、次のとおりとする。

2-1. 4 号別置きラジエータ

（１）交換熱量	7,823,066kJ/h 以上（気温：最低－5 度、最高 35 度）
（２）水 量	135.0m ³ /h 以上
（３）材 質	伝熱管
（４）付属品	
基礎ボルト、ナット	1 式
架台	1 式
バルブ類	1 式

空気抜き	1 式
その他必要なもの	1 式

3. 水槽類

膨張タンクの仕様は、次のとおりとする。

3-1. 4号膨張タンク

(1) 形 式	角型パネル式タンク
(2) 材 質 (本体)	F R P 製
材 質 (架台)	SS400
(3) 有効容量	1500L 以上
(4) 数 量	1 基
(5) 使用流体	清水
(6) 付属品	
フロートスイッチ	1 台
架台	1 式
バルブ類	1 式
空気抜き	1 式
その他必要なもの	1 式

6-8-4 燃料系統設備

1. 燃料移送ポンプ

燃料移送ポンプの仕様は、次のとおりとする。

1-1. 4号燃料移送ポンプ

(1) 形 式	歯車ポンプ
(2) 容 量	32.5L/min 以上
(3) 口 径	32mm
(4) 圧 力	0.25MPa 以上
(5) 電動機出力	1.5kW 以下
(6) 台 数	2 台
(7) 付属品 (1 台あたり)	
ウイングポンプ (全台に対し)	1 台
配管類	1 式
バルブ類	1 式
基礎ボルト・ナット	1 式
その他必要なもの	1 式

2. 燃料小出槽

燃料小出槽の仕様は、次のとおりとする。

2-1. 4号燃料小出槽

(1) 形 式	鋼板製角形
(2) 材 質	SS400
(3) 容 量	1950L
(4) 油 種	A 重油
(5) 数 量	1 基
(6) 付属品	
油面計	1 式

フロートスイッチ	1 式
架台	1 式
点検用梯子	1 式
基礎ボルト・ナット	1 式
その他必要なもの	1 式

6-8-5 始動系統設備

1. 空気圧縮機

空気圧縮機の仕様は、次のとおりとする。

1-1. 4号空気圧縮機

(1) 形 式	1 台：電動機駆動 1 台：電動機駆動＋エンジン駆動
(2) 容 量	7.35m ³ /h 以上
(3) 出力	3.7kW 以下
(4) 台数	2 台
(5) 付属品（1 台あたり）	
伸縮継手	1 台分
圧力計	1 台分
配管類	1 式
バルブ類	1 式
あと施工アンカ	1 式
その他必要なもの	1 式

第9節 監視操作制御設備及び電源設備

各盤と既設盤を接続するにあたり既設盤改造は別途とし既設盤への信号出しまでとする。

6-9-3 監視操作制御設備

1. 監視操作制御設備及び機側操作盤

1-1. 中央監視操作卓（受配電）

既設中央監視操作盤を撤去し、中央監視操作卓（受配電）として新設する。

形 式	屋内操作卓
構 造	下部前後面扉式
数 量	1 卓
寸 法	W1000xD1150xH1380 程度
機器構成	
表示方式	モザイクタイル式
グラフィック部	15□タイル
集合表示灯	40 個程度
デジタル表示器	30 個程度
押釦スイッチ	20 個程度
P L C	1 式
設置個所	
旧排水機場建屋 2 階	

1-2. 4号主ポンプ機側操作盤

4号主ポンプ機側操作盤の仕様は、次のとおりとする。

(1) 設備構成

操作部	1 式
表示部	1 式
補助継電器	1 式
タイマー	1 式
P L C	1 式
(電源部、通信部、入出力部)	
入出力部	1 式
通信部	光通信方式
(中央監視制御装置盤内 P L C と接続)	
M C C B	1 式
電磁接触器	1 式
サーマルリレー	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数量	1 式
寸法	W1600xD800xH2350 程度
設置箇所	新排水機場建屋 1 階

1-3. 4号吐出ゲート弁機側操作盤

4号吐出ゲート弁機側操作盤の仕様は、次のとおりとする。

(1) 設備構成

操作部	1 式
表示部	1 式
補助継電器	1 式
タイマー	1 式
P L C	1 式
(電源部、通信部、入出力部)	
入出力部	1 式
通信部	光通信方式
(中央監視制御装置盤内 P L C と接続)	
M C C B	1 式
電磁接触器	1 式
サーマルリレー	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋外閉鎖自立型 (熱対策用遮蔽板付)
数量	1 面
寸法	W1000xD800xH2300 程度
設置箇所	屋外

1-4. 3・4号ホッパ・傾斜ベルトコンベヤ機側操作盤

3・4号ホッパ・傾斜ベルトコンベヤ機側操作盤の仕様は、次のとおりとする。

(1) 設備構成

操作部	1 式
表示部	1 式
補助継電器	1 式
タイマー	1 式
P L C	1 式
(電源部、通信部、入出力部)	
入出力部	1 式
通信部	光通信方式
(中央監視制御装置盤内 P L C と接続)	
M C C B	1 式
電磁接触器	1 式
サーマルリレー	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋外閉鎖自立型 (熱対策用遮蔽板付)
数 量	1 面
寸 法	W800xD800xH2300 程度
設置箇所	屋外

2. 計装設備

1-1. 水位計

水位計の仕様は、次のとおりとする。

形 式	静電容量式
数 量	2 台
発信機	
測定範囲	0 ～ 8 m
精度	±0.50%
電源	DC24V
出力	DC4～20mA
プローブ	
材質	ステンレス
変換器	
出力	DC4～20mA
付属品	
防波管	1 式
カバー	1 式
その他必要なもの	1 式

6-9-4 系統機器盤

1. 系統機器盤

各盤の仕様は、次のとおりとする。

1-1. 4号冷却水ポンプ機側操作盤

(1) 設備構成

操作部	1 式
-----	-----

表示部	1 式
補助継電器	1 式
タイマー	1 式
P L C	1 式
(電源部、通信部、入出力部)	
入出力部	1 式
通信部	光通信方式
(中央監視制御装置盤内 P L C と接続)	
M C C B	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数量	1 面
寸法	W800xD700xH2350 程度
設置箇所	新排水機場建屋 1 階

1-2. 4号燃料移送ポンプ機側操作盤

(1) 設備構成

操作部	1 式
表示部	1 式
補助継電器	1 式
P L C	1 式
(電源部、通信部、入出力部)	
入出力部	1 式
通信部	光通信方式
(中央監視制御装置盤内 P L C と接続)	
M C C B	1 式
電磁接触器	1 式
サーマルリレー	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数 量	1 面
寸 法	W700xD600xH2050 程度
設置箇所	旧排水機場建屋地下 1 階

1-3. 4号空気圧縮機機側操作盤

(1) 設備構成

操作部	1 式
表示部	1 式
補助継電器	1 式
タイマー	1 式
P L C	1 式
(電源部、通信部、入出力部)	
入出力部	1 式
通信部	光通信方式
(中央監視制御装置盤内 P L C と接続)	

M C C B	1 式
電磁接触器	1 式
サーマルリレー	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数 量	1 面
寸 法	W700xD600xH2050 程度
設置箇所	新排水機場建屋 1 階

1-4. 給排気ファン制御盤

3号・4号用給排気ファン用の動力回路および操作回路を具備するものとする。

(1) 設備構成

操作部	1 式
表示部	1 式
補助継電器	1 式
タイマー	1 式
P L C	1 式
(電源部、通信部、入出力部)	
入出力部	1 式
通信部	光通信方式
(中央監視制御装置盤内 P L C と接続)	
M C C B	1 式
電磁接触器	1 式
サーマルリレー	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) 盤仕様

盤形式	鋼板製屋内閉鎖自立型
数量	1 面
寸法	W1400xD600xH2350 程度
設置箇所	新排水機場建屋 1 階

第 1 2 節 除塵設備

6-12-6 搬送設備

1. 使用材料

使用する材料は、次に示すもの又はこれらと同等品以上とする。

設備名	使用箇所	材料名	記号
除塵設備 (水平ベルト コンベヤ)	コンベヤフレーム	一般構造用圧延鋼材	SS400
	スカート	一般構造用圧延鋼材	SS400
	ヘッドプーリ	配管用炭素鋼鋼管＋ ゴムライニング、一般 構造用圧延鋼材	SGP＋ゴム、 SS400
	ヘッドプーリ軸	機械構造用炭素鋼	S45C

	テールプーリ	配管用炭素鋼鋼管、一般構造用圧延鋼材	SGP、SS400
	テールプーリ軸	機械構造用炭素鋼	S45C
	ゴムベルト	耐油性ゴム	—
	キャリヤローラ、リターンローラ	一般構造用圧延鋼材、配管用炭素鋼鋼管	SS400、SGP
	スクレーパ	ステンレス鋼＋合成ゴム	SUS304＋合成ゴム
除塵設備 (傾斜ベルトコンベヤ)	コンベヤフレーム	一般構造用圧延鋼材	SS400
	スカート	ステンレス鋼	SUS304
	シュート	ステンレス鋼	SUS304
	テールプーリ	圧力配管用炭素鋼鋼管、一般構造用圧延鋼材	STPG、SS400
	テールプーリ軸	機械構造用炭素鋼	S45C
	ゴムベルト	耐油性ゴム	—
	キャリヤローラ、リターンローラ	一般構造用圧延鋼材、配管用炭素鋼鋼管	SS400 SGP
	スクレーパ	ステンレス鋼＋合成ゴム	SUS304＋合成ゴム

2. ベルトコンベヤ

2-1. 水平コンベヤ

3・4号用水平ベルトコンベヤを更新するものとし、更新後の仕様は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 形 式 | 20° トラフ形ベルトコンベヤ |
| (2) 台 数 | 1 台 |
| (3) ベルト幅 | 900mm (有効幅 675mm) |
| (4) 機 長 | 35.95m |
| (5) ベルト速度 | 26m/min 以下 |
| (6) 電 動 機 | 3.7kW |
| (7) 駆動方法 | チェーン駆動方式 |
| (8) 付 属 品 | 基礎ボルト・ナット 1 台分
その他必要なもの 1 台分 |

2-2. 傾斜コンベヤ

3・4号用傾斜ベルトコンベヤの仕様は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 形 式 | 30° トラフ形ベルトコンベヤ |
| (2) 台 数 | 1 台 |
| (3) ベルト幅 | 900mm (有効幅 750mm) |
| (4) 機 長 | 21.0m |
| (5) ベルト速度 | 26m/min 以下 |

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (6) 設置角 | 22 度 |
| (7) 駆動方法 | モータ内蔵型プーリ駆動方式 |
| (8) 電動機 | 3.7kW |
| (9) 付属品 | 基礎ボルト・ナット 1 台分
その他必要なもの 1 台分 |

6-12-7 貯留設備

1. 使用材料

使用する材料は、次に示すもの又はこれらと同等品以上とする。

設備名	使用箇所	材料名	記号
貯留設備	ホッパ本体	ステンレス鋼	SUS304
	ホッパゲート	ステンレス鋼	SUS304
	ホッパーカバー、架台	一般構造用圧延鋼材	SS400

2. ホッパ

3・4号用ホッパの仕様は、次のとおりとする。

2-1. ホッパ

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 形式 | 固定式ダブルカットゲート形 |
| (2) 台数 | 1 台 |
| (3) 容量 | 10m ³ |
| (4) 駆動装置 | パワーシリンダ 39.2kN 2 台
1.5kW×2 台 |
| (5) 付属品 | 基礎ボルト・ナット 1 台分
その他必要なもの 1 台分 |

第91条 仮設蓋の主要仕様

仮設蓋の主要仕様は次のとおりとする。

1. 仮設蓋の製作枚数は、4号用開口部（大・中・小）の計3枚とする。
2. クレーンにより容易に開閉が可能なものとする。
3. 雨水侵入を防ぐ構造であるものとする。
4. 台風等の強風時にも飛散しない構造あるものとする。
5. 建屋天井開口部の構造物重量（大：8.4t、中：4.8t、小：2.2t）を超えないものとする。
6. 日々の作業が完了後、仮設蓋により天井開口部を閉塞するものとする。
7. 出水期間中の3号ポンプ設備の運用に支障が無い様、消防法による基準を満たす仕様とする。
8. 工事期間中の使用に耐えうる構造とする。なお、工事使用後の処分方法は、受発注者間で協議するものとする。

第92条 建築の部

建築に関する事項は、「R7八潮排水機場ポンプ設備増設工事（建築の部）特記仕様書」に基づき施工するものとする。

第93条 その他

1. 出水時の対応

施工中は、天気予報等により出水の可能性を常に把握することとする。万が一出水の可能性があると考えられる場合は、監督職員との協議のうえ施工を中断し、必要な対応を取るものとする。なお、その場合の費用は契約変更の対象とする。当初については、出水時の対応については見込んではいない。

2. 吐出槽の止水

4号吐出ライナ止水蓋撤去後の吐出槽の止水は吐出ゲート弁により行うものとする。

R 7 八潮排水機場ポンプ設備増設工事
(建築の部)
特記仕様書

令和 7 年 1 1 月

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所

第1条 適用

この特記仕様書は、「R7八潮排水機場ポンプ設備増設工事」第92条 建築の部に適用する。なお、本特記仕様書に明示なき事項については、「R7八潮排水機場ポンプ設備増設工事」第1条から第91条及び第93条によるものとする。なお、これによらない事項については監督職員との協議によるものとする。

本特記仕様書は、公共建築工事標準仕様書に示す設計図書のうち、現場説明書に含むものとする。

第2条 週休2日工事について

週休2日工事については、「R7八潮排水機場ポンプ設備増設工事」第54条によるものとする。ただし、建築の部に係る労務費等については、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（令和7年3月25日付け国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号）に準じ、補正を行うものとする。

第3条 工程関係

1. 建築の部に必要となる工事期間は5ヶ月を設定している。
なお、工事着手時期は監督職員と協議する。
2. 細部工程表を作成のうえ、監督職員に作業予定日の7日以前に提出し承諾を受けること。